

「はらまち九条の会」入会のご案内について

＜憲法改定の国民投票法案 国会で審議＞

日本の憲法は生まれてから60年の遠暦をむかえましたが、ついに憲法改変を前提にした国民投票法案が衆議院を通過、参議院で審議が始まりました。世の中では現在の憲法を実情に合わなくなった古臭いものとして、新しく書き改めようとする人が多くなりつつあります。

でも、ほんとうにそれでいいのでしょうか。私たちは、あの大战直後、「戦争」と名のつくものはもうこりごりだと心の底から反省して、新しい憲法の下、祖国の復興や国際平和に一生懸命努力してきました。そのお陰で、この60年間、日本は一度も戦争をしていませんし、犠牲者もありませんでした。これからはぜひそうありたいと願う私たちから見れば、九条を含む日本の憲法は古臭いどころか、世界で一番進歩した憲法だ、と誇りに思わずにはられません。

私たち「はらまち九条の会」は2005年12月に発足し、翌年3月発行の地域情報紙『L-NET』に意見広告を发表或、講演会を開催、また小高出身の憲法学者鈴木安蔵の映画『日本の青空』の製作支援や上映会を実施してきましたが、今後も党派や思想や信条をこえ、市民の立場からさまざまな憲法九条を守る活動を展開し、普遍的な平和の精神を広めたいと思っております。会員は現在320名をこえましたが、ひとりでも多くの皆様のご賛同とご入会をお願いいたします。

なお、会員にお願いすることは主に次の三点です。

- ①憲法九条を守るための活動をする事。
- ②会としての集会や学習会などに、可能なかぎり参加していただくこと。
- ③年会費 1,000 円を拠出していただくこと。

2007年4月 福島県南相馬市原町区 「はらまち九条の会」

会長 平田 慶肇
事務局 山崎 健一 井上 由美 (会計)

石田 賢二 早坂 吉彦
番場 恵子 岡田 光生

(連絡先：山崎健一
南相馬市原町区西町
3-53-2
Tel. 0244-22-8631)



戦争の放棄

第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権はこれを認めない。

※希求 (ききゅう・ねがい求めること)
国権の発動 (国家の権力が活動を起こすこと)
威嚇 (いかく・武力や威力でおどすこと、おどかし)
交戦権 (国家が他国と戦争をなしうる権利)

領 収 書

¥1,000 但し、「はらまち九条の会」会費として受領いたしました。

2007 (平成 19) 年 月 日

事務局 印

----- 切り取り線 -----

私は「はらまち九条の会」に入会します。＜既会員の方は提出の必要はありません＞

2007年 () 月 () 日

お名前

ご住所

TEL (ご自宅)

(あるいは携帯電話番号)

※「氏名の公表」に 同意します。 同意しません。(○をつけてください)
＜この個人情報とは勿論、この会の目的以外には使用いたしません＞

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残虐な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を實際上破ってきています。また、非核三原則や武力輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことでしかありません。1990年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

20世紀の教訓をふまえ、21世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすえることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

井上ひさし・梅原 猛・大江健三郎・奥平康弘・小田 実
加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子

「はらまち九条の会」は、主義・思想・宗教・政党をこえ、一市民として憲法九条を守り、戦争や武力でなく外交の力で、侵略されない、侵略しない、海外で戦争をしない、子供たちに武器を持たせない日本になるように、今こそ訴えたいと思います。
あなたのお力と勇気をお貸してください。

「はらまち九条の会」 約 束

- 約 束 その1 本会は「はらまち九条の会」と称し、事務局は事務局長宅に置きます。
- 約 束 その2 本会は、2004年6月発表の井上ひさし氏ら9名による「九条の会アピール」に共感し、日本国憲法、特に憲法九条を堅持しその改悪を阻止することを目的として組織し活動します。
- 約 束 その3 本会は、主義、思想、宗教、政党を問わず、会の目的や趣旨に賛同する南相馬市原町区を中心とする市民を会員として組織します。
- 約 束 その4 本会は、他地区、他市町村や全国の「九条の会」との連携をはかりますが、特定の政治組織などには加入しません。
- 約 束 その5 会員の約束事項
- 1 事務局に住所、氏名、電話番号を報告すること
 - 2 事務局に「氏名の公表」に同意するか否かを報告すること
 - 3 憲法九条を守るための活動に参加すること
 - 4 本会の集会や学習会などに可能な限り参加すること
 - 5 会員個人や他組織への中傷はしないこと
 - 6 年会費1,000円を拠出すること
入会費の1,000円は、入会の年の年会費とする
- 約 束 その6 本会は、会長1名、事務局長1名、事務局員若干名を中心に、会員の要望をうけ、日本国憲法の精神に基づき民主的に運営や活動を行います。会計監査を置き、それら役員任期は2ヵ年とし、承認や改選は総会で行うこととします。
- 約 束 その7 総会は年1回開催し、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができ、次の事項を行います。
- 1 活動や会計の報告・活動の協議
 - 2 約束の改正、会長や事務局の改選、その他の協議
 - 3 その他
- 約 束 その8 この約束は、総会の出席人員の3分の2以上の同意で発効し、改正を行うことができます。
- 約 束 その9 本会は2005年12月7日に発足しましたが、この約束は2007年2月3日より実施します。